

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年

第 3 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第114号	へつぎ防災広場条例の制定について
議第115号	ホルトホール大分条例の一部改正について
議第116号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第117号	大分市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議第118号	大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議第119号	大分市国民健康保険条例の一部改正について
議第120号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議第121号	人員搬送車の購入について
議第122号	自書式投票用紙読取分類機用増設ユニットの購入について
議第123号	工事請負契約の締結について（大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業 長寿命化改修及び増築工事）
議第124号	工事請負契約の締結について（大分市植田公民館長寿命化改修工事）
議第125号	市道路線の認定について
議第126号	損害賠償請求事件に関する和解について
議第127号	損害賠償の額の決定並びに示談について

議第114号

へつぎ防災広場条例の制定について

へつぎ防災広場条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立 信也

へつぎ防災広場条例

(設置)

第1条 災害時における災害救援物資の輸送拠点を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の地域住民等の避難の場及び防災訓練等の場を提供することを通じ、市民の安全及び地域の活性化に寄与するため、へつぎ防災広場（以下「防災広場」という。）を大分市大字上戸次5257番1に設置する。

(施設等)

第2条 防災広場に存する施設等は、次のとおりとする。

- (1) 緊急避難広場
- (2) 防災備蓄倉庫
- (3) 荷さばき場

(使用の許可)

第3条 前条第1号に掲げる緊急避難広場（以下「緊急避難広場」という。）を防災訓練等で使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可を与える場合において管理上必要があると認めると

きは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第4条 緊急避難広場の使用料は、徴収しない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第6条 使用者は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急避難広場の使用を許可しない。

- (1) 使用の目的が防災広場の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 防災広場を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、緊急避難広場の使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

- (1) 災害その他の緊急を要する事由が発生したため、市において緊急避難広場を使用する必要が生じたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、緊急避難広場の使用を終え、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(利用の禁止等)

第10条 市長は、防災広場の管理上やむを得ないと認めるときは、防災広場を保全し、又は防災広場を利用する者（以下「利用者」という。）の危険を防止するため、区域を定めて、防災広場の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、防災広場の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 防災広場を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがある者

(2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者

(3) 防災広場内において市長の許可なくして営業行為をし、又は貼り紙をし、若しくは広告を行う者

(4) 前各号に掲げるもののほか、防災広場の管理上支障があると認める行為をする者

(損害賠償)

第11条 使用者又は利用者は、防災広場を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定をする額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

提案理由

へつぎ防災広場の設置及び管理について条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第115号

ホルトホール大分条例の一部改正について

ホルトホール大分条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立 信也

ホルトホール大分条例の一部を改正する条例

ホルトホール大分条例（平成23年大分市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第34条第1号中「第2条第29項」を「第2条第31項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

産業競争力強化法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 1 1 6 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年大分市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 別表第 1 の右欄に掲げる事務関係の部 5 の項中「若しくは特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削り、同表の 2 法別表の下欄に掲げる事務及び準法定事務関係の部 1 7 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 6 年 9 月以前の月分の特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）第 1 2 条の規定による改正前の児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報及び事務については、改正前の別表第 2 の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第117号

大分市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

大分市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大分市職員等の旅費に関する条例（昭和39年大分市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「任命権者」を「任命権者等」に改め、同条第2項中「任命権者」を「任命権者等」に、「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第30条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

物価高等の影響により高騰する宿泊料に対応するため、大分市職員等の旅費の調整について、市長が別に定める旅費を支給することができることといたしたく本案を提出する。

議第118号

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大分市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 大分市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第11条中「規定は」を「規定は、」に改める。

第16条を第17条とし、同条の前に次の章名を付する。

第6章 雑則

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 大分市災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、大分市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和40年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

民生委員推薦会委員	〃 7,900円	〃
-----------	----------	---

」を

「

民生委員推薦会委員	〃 7,900円	〃
-----------	----------	---

大分市災害弔慰金等支給審査委員会委員	〃 15,000円	〃
--------------------	-----------	---

」に

改める。

提案理由

大分市災害弔慰金等支給審査委員会を設置いたしたく本案を提出する。

議第119号

大分市国民健康保険条例の一部改正について

大分市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険条例（昭和38年大分市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第120号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、
次のとおり大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更する。

令和6年9月2日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
大分県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日指令地行第2202
号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療
広域連合規約を変更いたしたく本案を提出する。

議第121号

人員搬送車の購入について

次のとおり人員搬送車を購入する。

令和6年9月2日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 人員搬送車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 18,592,200円 |
| 4 | 購 入 先 | 大分市大字種具1065番地の1
三菱ふそうトラック・バス株式会社九州ふそう
大分支店長 大 澤 謙 |

提案理由

人員搬送車を購入いたしたく本案を提出する。

議第122号

自書式投票用紙読取分類機用増設ユニットの購入について
次のとおり自書式投票用紙読取分類機用増設ユニットを購入する。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立 信也

- | | |
|--------|--|
| 1 名称 | 自書式投票用紙読取分類機用増設ユニット |
| 2 数量 | 20台 |
| 3 購入金額 | 23,320,000円 |
| 4 購入先 | 福岡市博多区店屋町6番25号
株式会社 ムサシ 福岡支店
支店長 荻野 勝紀 |

提案理由

自書式投票用紙読取分類機用増設ユニットを購入いたしたく本案を提出する。

議第123号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業 長寿命化
改修及び増築工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事
南校舎
鉄筋コンクリート4階建
延面積 2607.29平方メートル
北校舎
鉄筋コンクリート4階建
延面積 2295.63平方メートル
増築工事
鉄骨4階建
延面積 99.16平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,815,195,800円
- 5 工期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和7年12月26日
- 6 契約の相手方 佐伯・平倉・後藤特定建設工事共同企業体
代表構成員

大分市中島西三丁目5番1号

株式会社 佐伯建設

代表取締役社長 川崎 栄一

構成員

大分市中島中央三丁目1番11号

平倉建設株式会社

代表取締役 平倉 啓貴

構成員

大分市青崎二丁目3番4号

後藤建設株式会社

代表取締役 久保田 高司

提案理由

大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業に係る長寿命化改修及び増築工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第124号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大分市植田公民館長寿命化改修工事
- 2 工事の概要 長寿命化改修工事
鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建
延面積 2,266.35平方メートル
エレベーター設置工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 454,217,984円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和7年9月1日
- 6 契約の相手方 平和・後藤総合特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市大字久原796番地の1
株式会社 平和建設
代表取締役 藤田 哲司
構成員
大分市大字竹中2730番地
後藤総合工業株式会社
代表取締役 後藤 敬三

提案理由

大分市植田公民館長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 1 2 5 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 6 年 9 月 2 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

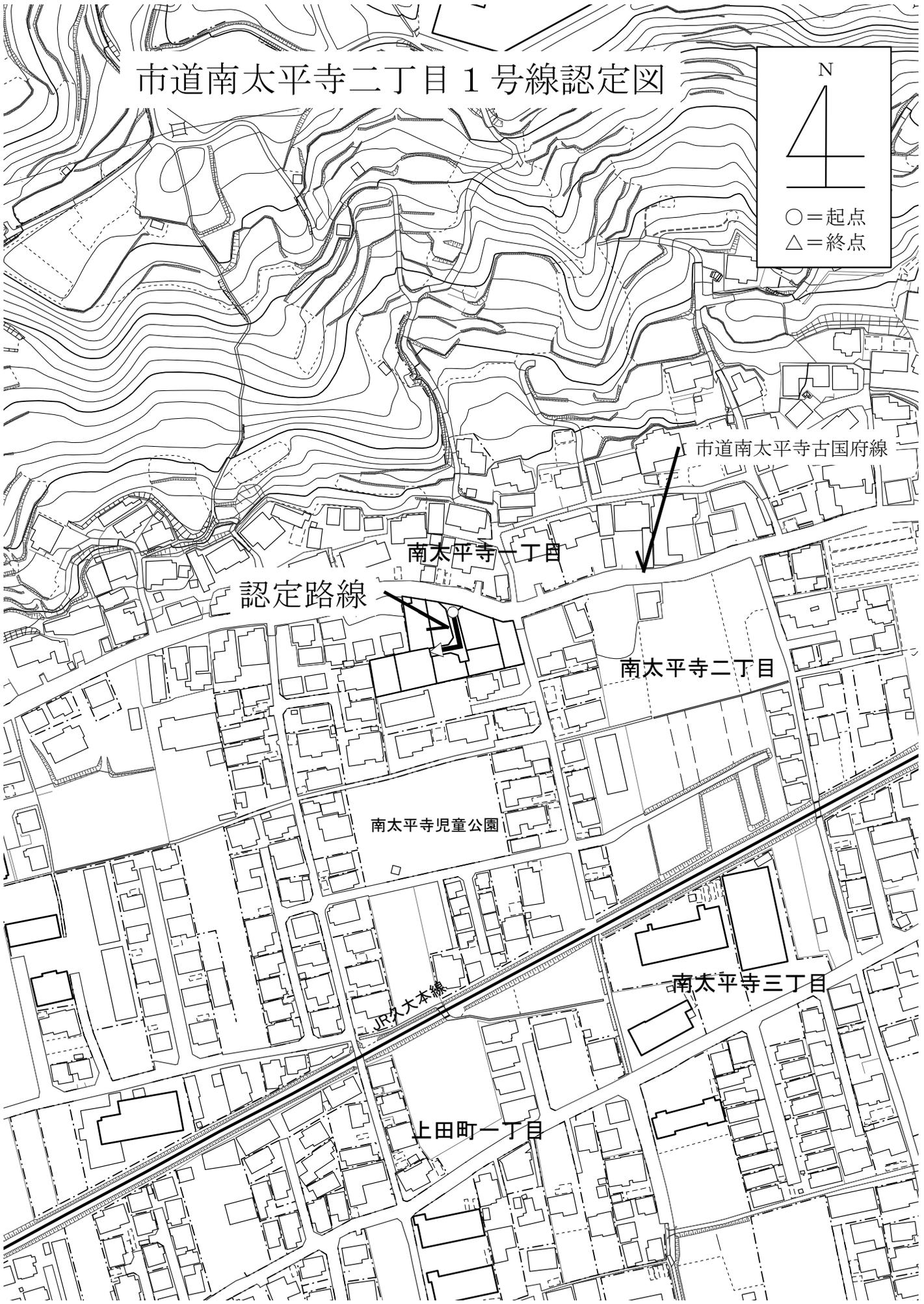
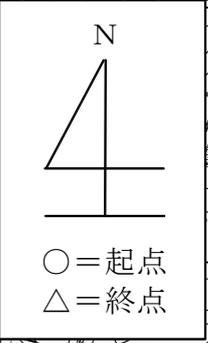
認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	南太平寺二丁目 1 号線	南太平寺二丁目	南太平寺二丁目
	常行 1 7 号線	大字常行	大字常行
1	京が丘南 9 5 号線	大字下判田	大字下判田
2	京が丘南 9 6 号線	大字下判田	大字下判田
3	京が丘南 9 7 号線	大字下判田	大字下判田
4	京が丘南 9 8 号線	大字下判田	大字下判田
5	京が丘南 9 9 号線	大字下判田	大字下判田
	荏隈 1 2 号線	大字荏隈	大字荏隈

提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第 8 条第 2 項の規定により本案を提出する。

市道南太平寺二丁目1号線認定図



市道南太平寺古国府線

南太平寺一丁目

認定路線

南太平寺二丁目

南太平寺児童公園

南太平寺三丁目

JR 大本線

上田町一丁目

市道常行17号線認定図



常行

認定路線

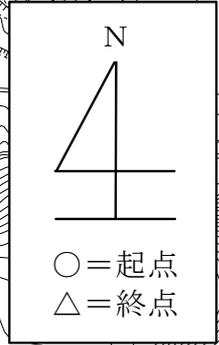
市道常行9号線

市営関園
540住宅

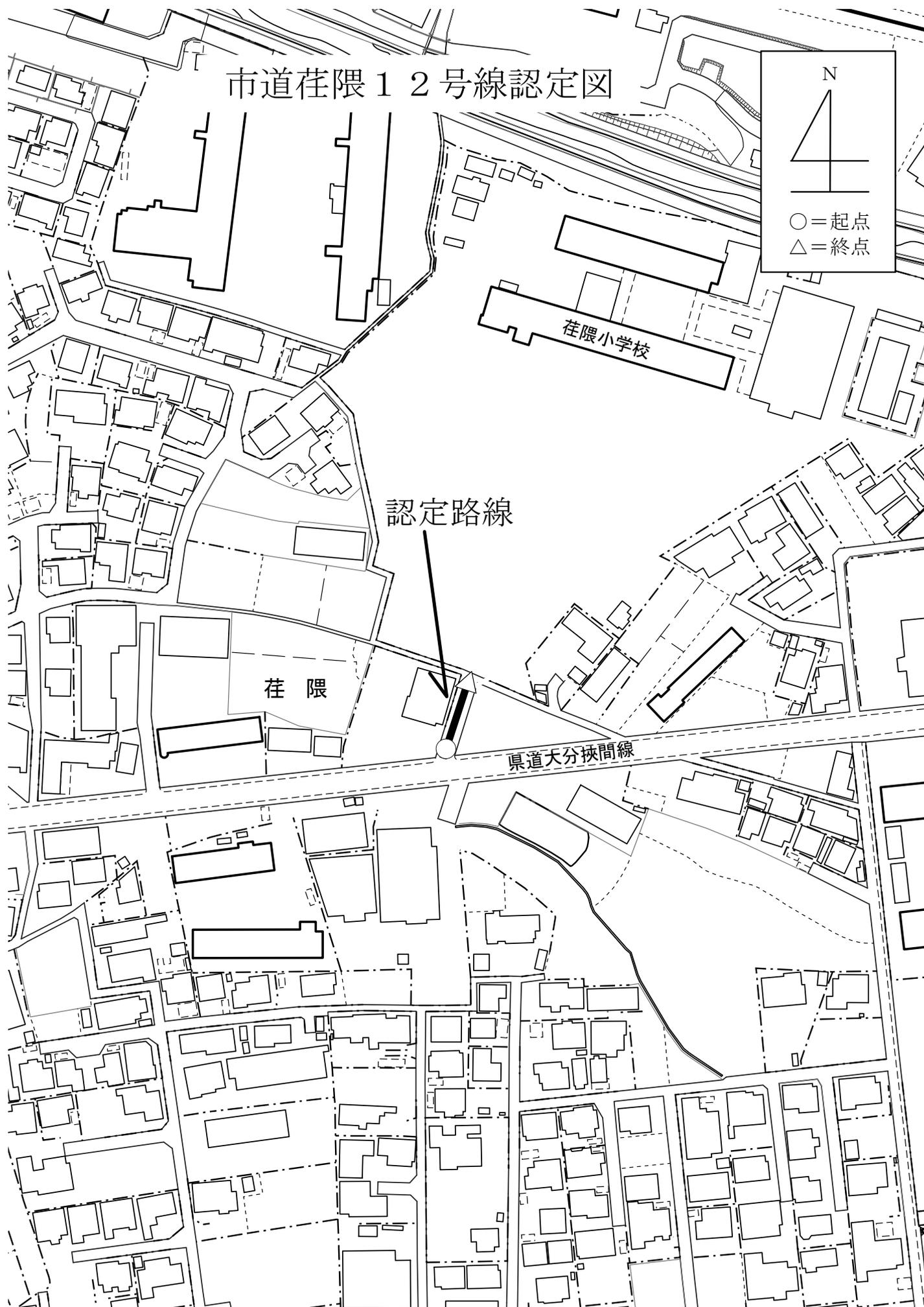
関園

- ①市道京が丘南95号線
- ②市道京が丘南96号線
- ③市道京が丘南97号線
- ④市道京が丘南98号線
- ⑤市道京が丘南99号線

認定図



市道荏隈12号線認定図



認定路線

荏隈小学校

荏隈

県道大分挾間線

議第126号

損害賠償請求事件に関する和解について

本市が次のように和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立信也

- 1 和解の相手方 由布市
A
由布市
B
由布市
A及びB法定代理人 C
- 2 事件名 大分地方裁判所令和3年（ワ）第343号 損害賠償請求事件
- 3 事件の概要

Aについては、平成30年11月1日の授業中、Aの学級担任であるDが指導を行っている際、Aが言い訳をし、素直に認めようとしめない態度に対して感情的になり、叱責しながらAの上着の前襟をつかんで身体を持ち上げた。その後、Aは席に戻り、授業を再開したが、ふざけたりするような態度が、度々見られ、注意に従わないことから、職員室に連れ出そうと前から抱きかかえるようにつかみ、廊下まで引っ張り出した。

その後、Aは、1ヶ月間不登校となった後、再度登校することができるようになった。その後は、不登校等の問題は特段生じておらず、A側から何らの請求もなかったが、Aの主張によると、Aは、平成30年11月1日の体

罰を原因として大人への不信感が強くなり、社会適応が不良な状態が継続し、夜間には度々フラッシュバック症状が生じ、令和2年10月から通院を開始し、令和3年3月に医師から心的外傷後ストレス障害等との診断を受けたとのことである。

Bについては、令和2年6月4日の図工の授業中、水彩道具の絵筆のキャップは、絵筆を使用すると濡れてキャップに入れるのが難しくなるため、Bの学級担任であるEが児童に対し、「不必要であれば前に持ってくるよう」に呼びかけた上で回収し、プラスチック収集箱に廃棄した。しかし、Bの主張によると、そのキャップはBが気に入っていたものであったため、帰宅後、Bは母親に相談した。

キャップを回収した翌日からBは、不登校となった。Bの主張によると、その後Bは、令和2年6月4日の事件を原因として全体的に怒りっぽくなり、余り信用していない相手に対しては敵意をむき出しにするような態度を取るようになり、同年10月から通院を開始し、令和3年3月に医師から適応障害との診断を受けた。

令和3年7月30日、原告A及びBから大分市を被告として、損害賠償請求が提起された。訴訟が進行する中、裁判所から和解の提示がなされ、次項の和解条項により和解をしようとするもの。

4 和 解 条 項

- (1) 被告は、原告Aに対し、本件解決金として20万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、前号の金員を令和6年 月 日限り、原告代理人名義の普通預金口座（口座番号1971678）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 被告は、荏隈小学校臨時講師Dによる原告Aに対する指導が国家賠償法上違法なものであったことを認めて謝罪する。

- (4) 被告は、荏隈小学校教諭による原告Bに対する絵筆のキャップの回収等の指導が、原告Bの心情を傷付ける結果となったことについて遺憾の意を表する。
- (5) 被告は、本訴訟における原告Bが万引き行為に関与した旨の主張を撤回する。
- (6) 被告は、引き続き教職員による違法な指導が行われることのないよう監督するとともに、子供らの心情に対する一層の配慮を行うよう努める。
- (7) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、この和解条項に定めるもののほか、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

児童に対する学級担任の体罰及び絵筆のキャップの回収に係る損害賠償請求事件について和解いたしたく本案を提出する。

議第127号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和6年9月2日 提出

大分市長 足立信也

- 1 賠償の相手方 豊後大野市
A
- 2 賠償金額 819,110円
- 3 事件の概要

令和6年5月26日午後2時頃、日吉原緑地内の大分市大字久原67番地先の駐車場において、同緑地の樹木が強風により折損し、同駐車場に駐車していたAさんを使用者とする普通乗用車に倒れ掛かり、これを破損したものの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。